

事業群評価調書(令和2年度実施)

基本戦略名	3 互いに支えあい見守る社会をつくる	事業群主管所属	教育庁児童生徒支援課
施策名	(3) きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援	課(室)長名	安永 光利
事業群名	⑧ いじめや不登校など児童生徒が抱える問題への総合的な対策の推進	事業群関係課(室)	

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チャレンジ2020 本文) いじめや不登校など児童生徒が抱える問題を解決するため、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、問題行動の未然防止や早期発見・早期解消等の取組を行うとともに、継続的な支援を行います。						(取組項目) i) 教育相談体制の整備 ii) 教育相談の推進				
事業群	指標		基準年	H28	H29	H30	R元	R2	最終目標(年度)	(進捗状況の分析) 本県の全児童生徒に対する不登校児童生徒数の割合は全国と比較すると低くなっている(R元 長崎県1.7%、全国1.9%)。しかしながら、不登校の要因は個々において様々で、複雑に絡み合っているケースが多い。また、不登校者数は、小6で著しい増加が見られ、小6から中1に進級の際も2.6倍となっていることから、引き続き、幼少・小中連携やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携の推進により、不登校児童生徒の精神的負担や不安の軽減に努める必要がある。小学校において増加が顕著である要因としては、家庭問題や学業不振が挙げられる。 (H26:1,653人(小157人、中1,068人、高428人)、H27:1,620人(小217人、中1,109人、高294人)、H28:1,680人(小259人、中1,076人、高345人)、H29:1,788人(小353人、中1,067人、高368人)、H30:1,913人(小416人、中1,140人、高357人)、R元:2,163人(小455人、中1,335人、高373人))
	不登校児童生徒数	目標値①		1,600人以下	1,550人以下	1,500人以下	1,450人以下	1,400人以下	1,400人以下 (R2)	
		実績値②	1,653人 (H26)	1,680人	1,788人	1,913人	2,163人		進捗状況	
	達成率②/①		0%	0%	0%	0%		遅れ		

2. 令和元年度取組実績(令和2年度新規・補正は参考記載)

事業番号	取組項目	事務事業名 所管課(室)名	事業期間	事業費(単位:千円)			事業概要 令和元年度事業の実施状況 (令和2年度新規・補正事業は事業内容)	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和元年度事業の成果等	中核事業	
				H30実績	うち一般財源	人件費(参考)		主な指標	H30目標	H30実績			達成率
				R元実績					R元目標	R元実績			
1	取組項目 i	スクールカウンセラー活用事業	H13-	196,436	130,958	2,392	スクールカウンセラー等を県内の公立学校に配置・派遣することにより、学校における問題行動や悩みを抱える児童生徒・保護者等に対応した。		活動指標 スクールカウンセラーの派遣回数(回)	数値目標なし	466	—	
				198,262	132,175	2,386		数値目標なし		466	—		
		児童生徒支援課	215,969	135,036	2,393	根拠法令	—	成果指標 スクールカウンセラー配置校における事業効果(点)		3.7	3.6	97%	
2	取組項目 i	スクールソーシャルワーカー活用事業	H20-	57,795	38,531	2,392	スクールソーシャルワーカーを各市町教育委員会及び公立学校に配置することにより、学校における問題行動や悩みを抱える児童生徒・保護者等を教育と福祉の両面から関係機関等と連携しながら支援した。	活動指標 スクールソーシャルワーカーの配置市町及び県立高校数(箇所)	41	41	100%	●事業の成果 ・目標値は達成できなかったが、児童生徒や保護者等の環境を改善し、児童生徒の健全育成を図ることができた。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与・児童生徒が登校できるようになったという事例もあり、目標に寄与している。	○
				58,219	38,813	2,386			45	45	100%		
		児童生徒支援課	64,253	39,446	2,393	根拠法令	—		成果指標 スクールソーシャルワーカーの配置市町及び県立高校における事業効果(点)	3.9	3.7		
								3.9	3.6	92%			

3	取組項目 ii	教育相談事業	—	16,488	12,934	3,986	公立小・中・高・特支の児童生徒、保護者及び教職員等 児童生徒、保護者、教職員が抱える様々な悩みに適切に対応するため、県教育センターにおいて様々な相談事業や職員研修等を実施した。いじめ問題、不登校に悩む子どもや保護者等に対し、夜間休日を含めて24時間電話相談及びSNSによる相談を実施するとともに、教職員を対象に、児童生徒の事件・事故等が発生した場合の対応など、危機管理や福祉制度・関連法に関する研修会を実施した。また、解決が困難な法的課題に対しては、弁護士による法的助言を受けられる機会を設けることで、課題の解決を図った。	活動指標	巡回教育相談開催会場数(会場)	7	7	100%	●事業の成果 ・いじめ・不登校等の問題に対し、事例の実態に応じ適切に対応することができた。また、いじめ問題をはじめとする児童・生徒の問題行動に対し、学校だけでは解決が困難な法的課題について、弁護士による法的助言を受けることにより、課題を解決することができた。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与・不登校をはじめとする様々な悩みに対応することで、目標へ寄与した。
				活動指標	弁護士相談窓口への相談件数(件)	数値目標なし		10	—				
				成果指標	教育センターで問題に向けて共に取り組んだ件数(件)	数値目標なし		1,651	—				
				成果指標	弁護士相談口における事業効果(点)	3.8		4.0	105%				
成果指標		3.8	3.9	102%									
成果指標		3.8											
成果指標													
成果指標													
成果指標													
成果指標													
4		不登校等児童生徒に対する支援事業	H10-	1,382	1,382	1,594	公立小・中・高・特支の児童生徒、保護者及び教職員等 問題を抱える児童生徒等の学校生活への復帰のために、適応指導教室のあり方についての協議や適応指導教室指導員研修会等の支援を行った。	活動指標	県配置の適応指導教室における通所児童生徒数(名)	数値目標なし	5	—	●事業の成果 ・適応指導教室に通所する児童に対して、きめ細かな支援を継続することで、学校復帰を果たし、目標を達成することができた。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与・不登校の悩みを抱える児童生徒へ対応し、目標へ寄与した。
				活動指標		数値目標なし		1	—				
				成果指標	適応指導教室に通う子どもたちの学校復帰率(%)	100		80	80%				
				成果指標		100		100	100%				
成果指標		100											
成果指標													
成果指標													
成果指標													
成果指標													
成果指標													

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i 教育相談体制の整備	
<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>専門性の高いスクールカウンセラー(R1:290校)及びスクールソーシャルワーカー(R1:19市町+26県立学校)の配置校を拡充したことで、これまで以上に児童生徒の心の問題及び生活環境上の問題に対応し、課題解決することができた。しかしながら、希望する全ての学校に配置できている状況でないため、更なる配置の充実や未配置校における教育相談体制の質の向上が必要である。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーのさらなる配置拡充による相談体制の強化を図り、児童生徒の心のケアに取り組む。</p>
ii 教育相談の推進	
<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>児童生徒が抱える不安や悩み等が複雑化しており、深刻化・長期化していく中で、学校へ復帰できている生徒がいるものの、年々不登校児童生徒数が増加している課題がある。これまで、各種研修会を開催することで相談業務に携わる者の資質向上を図り、児童生徒等からの様々な相談に対応することができているものの、なお一層の教育相談体制の充実が必要である。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>不登校児童生徒に対して、不安や悩みを早期発見・早期対応ができるよう、研修会の内容等を見直し、担当職員の資質向上を図る。また、各種会議等を通して児童生徒等が相談しやすい教育相談窓口の周知を図る。</p>

4. 令和2年度見直し内容及び令和3年度実施に向けた方向性

事業番号	取組項目	事務事業名	令和2年度事業の実施にあたり見直した内容	令和3年度事業の実施に向けた方向性		
		所管課(室)名	(令和2年度の新たな取組は「R2新規」等と記載、見直しがない場合は「-」と記載)	事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
1	取組項目 i	スクールカウンセラー活用事業	小中の校種間連携を促進する拠点校配置方式をさらに導入し、小中高特併せて300校に配置することで、いじめや不登校など、様々な悩みを持つ児童生徒の心の問題に対応している。また、スクールカウンセラーを指導するスーパーバイザーを増員し、教育相談体制の質の向上を図る。	⑧	学校では臨床心理士等の資格を持つスクールカウンセラーの活用が不可欠なものとなっており、配置拡充をすることで更なる教育相談体制の充実を目指す。	改善
		児童生徒支援課				
2	取組項目 i	スクールソーシャルワーカー活用事業	配置時間の見直しや拠点校配置方式の導入により、市町及び県立学校の合計50箇所配置を拡充する。	⑧	学校では福祉機関等と連携し、福祉的なアプローチを行うスクールソーシャルワーカーの活用が不可欠なものとなっており、配置拡充をすることで更なる教育相談体制の充実を目指す。	改善
		児童生徒支援課				
3	取組項目 ii	教育相談事業	中高生のLINE利用率が年々増加傾向にあることを踏まえ、電話、メール相談、SNSを活用した相談窓口を活用し、生徒が年間を通じて、「いつでも気軽に」相談できる環境を整え、悩みの早期発見・早期解決を図っていく。また、令和2年度から新たに「いじめ・不登校・発達障害等相談」を開始し、専門性を要する相談を、相談者の主訴に応じ迅速かつ適切な相談支援形態で対応する。	②	来所相談、電話相談、メール相談、SNS相談、巡回教育相談等、より相談者が相談しやすい窓口づくりの充実化を図るとともに、相談があった際には相談担当職員が適切に対応できるよう、スキルアップのための研修等を引き続き実施する。	改善
		児童生徒支援課				
4	取組項目 ii	不登校等児童生徒に対する支援事業	適切な支援や対応による不登校の未然防止に努め、各市町設置の教育支援センター(適応指導教室)へのスクールカウンセラー派遣、各学校配置のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる研修会を通して、不登校支援の充実を図る。	②	不登校児童生徒の学校復帰や将来の社会的自立を目的としている教育支援教室における児童生徒への支援、指導員への研修等を引き続き実施し、通級する児童生徒の学校復帰を目指す。今後は、教育支援教室と各市町設置の教育支援センター(適応指導教室)との連携を密にして情報交換などを行いながら、不登校児童生徒への総合的な教育支援を行う。	改善
		児童生徒支援課				

注:「2. 令和元年度取組実績」に記載している事業のうち、令和元年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点